

社会福祉法人大阪市天王寺区社会福祉協議会

評議員の費用弁償に関する規程

制定：平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪市天王寺区社会福祉協議会の定款第9条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、法人業務を行う場合に必要な証明書費用等については実費を弁償する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。